西条市·東市·丹原町·小松町合併協議会 第11回金譜/「馬里/「一人の6)

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料(各種事務事業(商工観光関係)の取扱い総括表)

協議工	頂 目	各種事務事業(商工観光関係)の取扱い		細項目	商工観分	 台関係					
事務事	業名	商工観光関係事業		専門部会名	産業経済	幹部会	分科会名	商工労政分科会・観光分科会			
区分		項 目		調	整	方	針				
	(1)	企業誘致に関する助成	企業誘致に関する助成については、新市移行後追 調整方針説明資料(P.1参照)	速やかに新たな制度	度を創設す	する。					
	(2)	中小企業振興資金融資制度	中小企業振興資金融資制度については、合併時日 調整方針説明資料 (P.4参照)	こ調整する。							
	(3)	中小企業火災特別資金融資制度	中小企業火災特別資金融資制度については、西条市の例を基本に調整する。 調整方針説明資料(P.5参照)								
	(4)	中小企業退職金共済制度加入促進助成制度	中小企業退職金共済制度加入促進助成制度については、東予市の例を基本に調整する。 調整方針説明資料(P.6参照)								
1 商工	(5)	勤労者住宅建設資金融資制度	勤労者住宅建設資金融資制度については、合併時に調整する。 調整方針説明資料(P.7参照)								
	(6)	勤労者教育資金融資制度	勤労者教育資金融資制度については、西条市及び東予市の例を基本に調整する。 調整方針説明資料(P.8参照)								
	(7)	商店街振興施策	商店街振興施策については、新市移行後速やかり 商店街コミュニティ施設建設用地の駐車場として 登道第一駐車場については、現行のまま新市に 調整方針説明資料(P.9~11参照)	ての利用について	は、当分の	か間現行どお	らりとする。				
		ひうち会館、東予市産業学習館及び小松町 まちづくり開発センター	ひうち会館、東予市産業学習館及び小松町まちづくり開発センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料(P . 1 2 参照)								
	(1)	観光イベント助成事業等	観光イベント助成事業等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料(P.13~15参照)								
2 観光	(2)	観光PR事業	観光 P R 事業については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料 (P.16参照)								
	(3)	温泉施設等維持管理	温泉施設の維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料(P.17参照)								

協議項目 各種事務事業(商	= 観光関係)の取扱い		細 項 目 商工観光関係	
事務事業名 企業誘致に関する問	加成		専門部会名産業経済部会	分科会名 商工労政分科会
調整方針企業誘致に関する思	加成については、新市移行後速やかに新たな制度			1
		業 の 現 況 T		- 課 題 具体的な調整内容
西条市 【名称】 西条市先端技術産業振興条例 【目的】 先端技術産業の工場等を新設又は増設するものに対し、 が開置を講ずることによって、先端技術産業の立地を促むし、もって本市産業構造の多角化と地域産業の振興及び下民福祉の向上を図る。	載 ずることにより工場立地を促進し、産業の振興と雇用の拡		小 松 町 【名称】 小松町工場誘致条例 【目的】 小松町に工場を新設又は増設するものに対し、奨励措置を講ずることによって産業の振興と町民福祉の向上に寄与することを目的とする。	新市移行後速やかに新たな制度 地域によって実情が異なるため、助成内容等が 異なる。
【内容】 先端技術産業(エレクトロニクス、メカエレトロニクス 光通信、新素材、バイオテクノロジー及び精密機器)の 場等を新設又は増設するものに対し奨励措置を講ずる。		【内容】 工場を新設し、若しくは増設する者に対し必要に応じ用地の取得、労務の充足その他工場設置上必要な事項について援助あっせんその他の便宜を供与するものとする。 <奨励措置> 新設し若しくは増設した日以降直近の年度から起算して3ヵ年度に限り、奨励金及び利子補給金を予算の範囲内において交付するものとする。 新設若しくは増設のため特に関連のある道路の整備その他の便宜を供与した場合には、これに要した経費は、奨励金とみなす。	取得、援助、斡旋又は便宜の供与をすること。(操業開始 以前においても町長が認めるときは、これを行うことができる。) 〈奨励措置〉 ・ 奨励金を交付すること。 ・ 必要に応じ用地の取得、援助、斡旋又は便宜の供与を すること。(当措置に要した経費は、奨励金とみなす。)	7 -
<対象> 新設:減価償却資産取得価格 1億円以上 常時雇用従業員 30名以上 増設:減価償却資産取得価格 5千万円以上 常時雇用従業員 10名以上 < 奨励金> 生産施設等の延べ床面積×2,500円/㎡ (限度額:5千万円)	< 対象 > ・投下固定資産5億円(中小企業5千万円)以上 ・常時雇用従業員30人(中小企業5人)以上 < 奨励金 > ・工場等立地促進奨励金 :課税標準額×2/100(限度額:3,000万円) ・雇用促進奨励金 新規市内雇用者×30万円(限度額:1,000万円) 新規市時雇用従業員20人(中小企業5人)以上 ・環境保全施設等奨励金 施設設置費(環境保全施設、福利厚生施設、防災保安施設)または生産施設、ご該研究施設の延べ床面	< 奨励金> 工場を新設し、若しくは増設した部分に対し課せられる固定資産税額に割合を乗じて得た額に相当する額初年度 10分の10第2年度 10分の8第3年度 10分の6 < 利子補給金> 用地取得資金(借入金)×2.5%	<対象> 新設: 固定資産の額 5,000 万円以上 常時使用従業員 20 人以上 増設: 固定資産の額 5,000 万円以上 常時使用従業員 10 人以上 <奨励金> 操業開始後固定資産税が課せられることとなった年度 から固定資産税額に割合を乗じて得た額 年度 新設 増設 初年度 100分の100 100分の50 第2年度 100分の80 100分の40第3年度 100分の60	
<部問機関> 西条市先端技術産業振興審議会 委員 若干名で組織し、市議会議員、学識経験者及で 市職員から市長が委嘱又は任命。 任期 2年 報酬 7,100円/日 【実績】 2社(860~) 奨励金額:106,498千円	積×2,500 円のいずれか低い額 (限度額:2,000 万円) <諮問機関> 東予市工場立地促進委員会 委員 7名以内(市議会議員、市職員、学識経験者の中から市長が委嘱または任命) 任期 3年 報酬 7,200 円/日 【実績】 8社 (S63~) 奨励金額:176,557 千円	(限度額:年500万円) 【実績】 1社 (H元~) みなし奨励金:道路整備	【実績】 3社 (H5~) 奨励金額: 111,655 千円 みなし奨励金: 水路改修、道路整備等	

協議項目 各種事務事業(商工額	現光関係)の取扱	 રા ૧					細項目	商工観光関係		
事務事業名 企業誘致に対する助成	į						専門部会名	産業経済部会	分科会名	商工労政分科会
調整方針										
	事	務		業 の 	現	況	ds	+/\ mT	— ──課 題	具体的な調整内容
西条市工場等移転促進要網 【目的】 本市の都市づくりと地球環境の整備並びに産業の振興を図るため、市内の工場等を西ひうちへの移転及び新設等の促進を図る。 【内容】 ・低利帰蠀 利率:長期プライムレートから定期預金利率と通知預金利率との差の3分の1の率を差し引いた率。期間:7年間(据置き 1年間)限度額:建設費の30%以内 3億円 ・分譲価格の減額移転(住居・商業地域)・・・10% (上記以外)・・・・8% 新設 ・・・5% 【諮問機関】 西条市工場等移転促進委員会 (助役、総務部長、建設部長、生活福祉部長、企画産業部長) 【実績】 H14年度実績なしH15年度 " 【名称】 西条市工場誘致条例 【目的】 市内に工場を新設または地館段するものに対し、奨励措置を講じることによって、産業の振興と市民福祉の向上を図る。 【内容】・固定資産税の減免・奨励金の交付 【実績】 昭和45年4月以降、諸般の事情により同条例に基づく奨励措置は、適用を留保している。(条例廃止を前提)	東	予	市	丹	原 町		小	松 町		

協議項目各種事務事業(商工	観光関係)の取扱い		細 項 目 商工観光関係	
事務事業名 中小企業振興資金融	資制度		専門部会名産業経済部会	分科会名 商工労政分科会
調整方針中小企業振興資金融	資制度については、合併時に調整する。			
	事 務 事	業の現況		- 課題 具体的な調整内容
西条市	東予市	丹 原 町	小 松 町	
名称】 西条市中小企業振興資金融資	【名称】 東予市中小企業振興資金融資	【名称】 丹原町中小企業振興資金融資	【名称】 小松町中小企業振興資金融資	2市2町の制度内容に 合併時に調整する。 差異がある。
目的】 中小企業の資金の円滑化を図り、その育成振興に資す ことを目的とする。	【目的】 同 左	【目的】 同 左	【目的】 同 左	
制度の概要】 市(町)は、予算で定める金額を融資基金として保証協に無利子で預託し、保証協会は当該預託金を金融機関 預け入れる。金融機関は、当該預け入れと債務保証に り預託金の 10 倍に相当する融資枠を設定して運用す	【制度の概要】 同 左	【制度の概要】 同 左	【制度の概要】 同 左	
・ 融資の対象 : 市(町)内において1年以上事業を営ん でいる個人又は法人の中小企業者及び 中小企業協同組合法に基づく協同組合 等で、市税を完納している者	・融資の対象 : 同 左	・融資の対象 : 同 左	・融資の対象 : 町内に在住又は主たる事務所を有し、 1年以上中小企業を営んでいるもの。	
資金の使途 : 運転資金、設備資金 融資限度額 : 500万円	・資金の使途 :同 左 ・融資限度額 :同 左	・資金の使途 : 同 左 ・融資限度額 : 同 左	・融資の使途 : 同 左 ・融資限度額 : 運転資金 150万円 設備資金 200万円 (併用して融資を受ける場合 最高限度額:300万円)	
融資期間 : 5 ヶ年以内	・融資期間 :同 左	・融資期間 :同 左	・融資期間 : 運転資金 2 ヵ年以内 : 設備資金 3 ヵ年以内	
融資利率 : 国民生活金融公庫基準金利から 1.3% を減じた利率	・融資利率 : 国民生活金融公庫基準金利から 0.5% を減じた利率	・融資利率 : 国民生活金融公庫基準金利から 0.4% を減じた利率	・融資利率:町、協会、金融機関が協議の上決定	
返済方法 : 期限内の各月元金均等分割払い。 3ヶ月以内の据置期間を置くことが できる。	・返済方法 :同 左	・返済方法 : 同 左	・返済方法 : 期限内の各月元利均等払い。設備資金に限り3ヶ月以内の据置期間を置くことができる。	
実績】 預託金額 : 2億5,000万円 融資枠 : 25億円 14年度融資実績 : 125件 482,000,000円 14年度末融資残高: 609件 1,513,465,000円	【実績】 ・預託金額 : 1 億円 ・融資枠 : 10 億円 ・14 年度融資実績 : 97 件 409,900,000 円 ・14 年度末融資残高: 251 件 694,349,000 円	【実績】 ・預託金額 : 1,000 万円 ・融資枠 : 1 億円 ・14 年度融資実績 : 11 件 49,500,000 円 ・14 年度末融資残高 : 31 件 75,356,000 円	【実績】 なし	
保証料助成制度】 交付実績 13年度 117件 9,023,000円 14年度 106件 7,908,124円	【保証料助成制度】 · 交付実績 13 年度 4 件 166,145 円 14 年度 24 件 1,714,357 円	【保証料助成制度】 · 交付実績 13 年度 3 件 223,155 円 14 年度 3 件 255,662 円	【保証料助成制度】 ・交付実績 近年なし	

	協議項目		 観光関係) の取扱	 汲い						細項目	商工観光			
													分科会名	商工労政分科会
四	調整方針	中小企業火災特別資金	金融資制度につい	ハては、西条	市の例を基準	本に調整する。	,							
西条市 東予市 丹原町 小松町 西浜市のみの削減である。			事	務	事	業	の	現	況					国体的な調整内容
中小企業火災特別資金就模	西务	市	東	予	市		丹	原	町	小	松	囲丁	HAN RES	SALLA D. ORIGITET, 3 EL
	【名称】 中小企業火災特別資金融資 【目的】 西条火災特別資金融資 ではより経営は、 では資産を図る。 【制度の概要】 ・市は、子で額を無利によりをでする金融ででする金融でする。 【制度の概要】 ・市は、子で額が、1年ののののでは、一方で額が、1年ののののでは、1年ののののでは、1年ののでは、1年のでは、1年ののでは、1年ので	機関(伊予銀行)が協定したった中小企業者に対し必要企業の再建を促進し経営の融資基金として金融機関にの額事業を営んでいる者で、火災営む再建意欲のある者。た物件が店舗及び事業所でび取引金融機関の融資を受不足が生じる者。												西条市の例を基本に調整する。

協議項目	各種事務事業(商	工観光関係)の取扱	及l 1						細	項目	商工額	見光関係		
事務事業名	中小企業退職金共活	斉制度加入促進助 原	述制度						専門	部会名	産業終	経済部会	分科会名	商工労政分科会
調整方針	中小企業退職金共活	斉制度加入促進助成	成制度につい	ては、東予市	iの例を基本	×に調整する。								
		事	務	事	業	Ø	現	況					課 題	具体的な調整内容
西务	市	東	子	市	÷n+-^	丹	原	町		小	松	囲丁		
		【名称】東予市中小	企業退職金共済	纬则艺加入促進補	助金								東予市のみの制度であ る。	東予市の例を基本に調整する。
		【目的】 中小企業従業員の 業退職金共済法に定より、退職金共済表 祉の向上と中小企業 【制度の概要】 新規に中小企業者 結した場合において	Eめる掛け金の一型約の促進を図り 関約の促進を図り 後の振興に寄与す	-部を補助するこ)、もって従業員 「る。 こついて共済契約	.とに iの福 ioを締									
		属する月から起算しめるところにより納補助金を交付する。 従業員1人1ヶ月6 掛金の100分の25 (1人当り助成限度	,て12か月分の 棋那限内に納付し この補助金は、 3,000 円の掛金を 以内の範囲内で!)共済掛金を契約 ルた中小企業者対 納付の対象とな 限度として1ヶ 助成する。	に定 けし、 :った									
		「中小企業者の祭・共済契約が新規・常時雇用する役・東予市においてこと・市税を完納して	製約であること 詳異が30人未 に引き続き1年以	満の事業所である										

協議項目 各種事務事業(商工	観光関係)の取扱い		細 項 目 商工観光関係	
事務事業名 勤労者住宅建設資金	融資制度		専門部会名 産業経済部会	分科会名 商工労政分科会
調整方針 勤労者住宅建設資金	融資制度については、合併時に調整する。			
	事務事	業 の 現 況		
西 条 市	東予市	丹 原 町	小 松 町	
【名称】西条市勤労者住宅建設資金融資制度	【名称】東予市勤労者住宅建設資金融資制度	【名称】丹原町勤労者住宅建設資金融資制度	【名称】小松町勤労者住宅建設資金融資制度	2市2町に差異がある。 合併時に調整する。
【目的】 勤労者が健康で文化的な生活を営むための住宅の建設 に必要な資金を融資することにより、その建設の促進を 図り、もって勤労者の福祉の増進に寄与する。	【目的】 同 左	【目的】 同 左	同左	
【制度の概要】 市(町)は、予算で定める金額を融資基金として四国労働金庫に預託し、労働金庫は頭託金の4倍の融資枠を設定し運用する。 ・融資対象者 ・市(町)内に住所を有し、又は有しようとする勤労者であって、市(町)内で自ら居住する住宅を取得、増改築又は改修しようとする者 ・自ら居住するための住宅を新築する目的で500㎡以下の宅地を購入しようとする者。 ・市税を完納し、前年所得が1千万円未満の者		【制度の概要】 同 左	【制度の概要】 同 左	
・融資限度額 800 万円 ・融資期間 貸付月の翌月から起算して25 年以内 ・貸付利率 年 3.54%(固定) ・返済方法 毎月分割元利均等償還、半年賦償還併用	・融資限度額 800 万円 ・融資期間 同 左 ・貸付利率 同 左 ・返済方法 毎月分割元利均等償還	・融資限度額 500 万円 ・融資期間 同 左 ・貸付利率 同 左 ・返済方法 毎月分割元利均等償還	・融資限度額 500 万円・融資期間 同 左・貸付利率 同 左・返済方法 西条市と同	
【預託金】 7,000万円(利率: 0.15%)	【預託金】 3,000万円(利率: 0.15%)	【預託金】 800 万円 (利率: 0.00%)	【預託金】 700万円 (利率: 0.00%)	
【融資枠】 2 億 8 千万円	【融資枠】 1億2千万円	【融資枠】 3,200万円	【融資枠】 2,800 万円	
【実績】 融資累計 851,590,000円:248件(H14年度末) 融資残高 163,428,962円 (") 融資実績 13年度 1件 8,000千円 14年度 融資実績なし	【実績】 融資累計 279,500,000円:106件(H14年度末) 融資残高 25,778,591円 (") 融資実績 平成13年度 融資実績なし。 平成14年度 "	【実績】 融資累計 52,960,000円:15件(H14年度未) 融資残高 23,111,094円 (") 融資実績 平成13年度 1件 5,000千円 平成14年度 融資実績なし	【実績】 融資累計 33,500,000円:10件(H14年度末) 融資残高 5,354,363円 (") 融資実績 平成13年度 融資実績なし。 平成14年度 "	

協議項目各種事務事業(商工領	観光関係)の取扱い		細項目商工観光関係	
事務事業名 勤労者教育資金融資訊	制度		専門部会名 産業経済部会	分科会名 商工労政分科会
調整方針動労者教育資金融資訊	制度については、西条市及び東予市の例を	を基本に調整する。		
	事 務 事	業の現況		
西 条 市	東予市	丹 原 町	小 松 町	
【名称】西条市勤労者教育資金融資制度 【目的】 勤労者又は勤労者の家族の教育に必要な資金を融資することにより、教育の機会均等を図り、もって勤労者の福祉の増進と教育の発展に寄与する。	【名称】東予市勤労者教育資金融資制度 【目的】 同左	〔該当なし〕	〔該当なし〕	西条市と東予市のみの 西条市及び東予市の例を基本に 制度である。 調整する。
【制度の概要】 市は、予算で定める金額を融資基金として四国労働金 庫に預託し、労働金庫は預託金の2倍の融資枠を設定し 運用する。 ・融資対象者	【制度の概要】 同 左 ・融資対象者			
・市内に住所を有し、又は有しようとする勤労者。 ・満20歳以上満60才以下の者で、原則として同一 事業所に1年以上勤務している者。 ・市税を完納し、前年所得が200万円以上1千万円 未満の者	同左			
・融資限度額 200万円 ・資金の使途:高校卒業後就学年数2年制以上の学校における教育に必要な資金。	・融資限度額 同 左 ・資金の使途 同 左			
・融資期間 5年以内・貸付利率 市と労働金庫が協議し決める。2.0%	・融資期間 同 左・貸付利率 同 左			
・返済方法 毎月分割元利均等償還又は半年賦償還併用	・返済方法 同左			
【預託金】 7,000万円 (無利子)	【預託金】 2,000万円 (無利子)			
【融資枠】 1億4千万円	【融資枠】 4千万円			
【実績】 融資累計 206,600,000円:121件(H14年度末) 融資残高 65,091,449円 (") 融資実績 13年度 8件 14,500千円 14年度 融資実績なし	【実績】 融資累計 46,000,000円:27件(H14年度末) 融資残高 15,583,909円 (") 融資実績 13年度 1件 2,000千円 14年度 融資実績なし			

協議項目	各種事務事業(商工	観光関係)の取扱	રૂં ા							細項目	商工観	光関係		
事務事業名	商店街振興施策									専門部会名	産業経	済部会	分科会名	商工労政分科会
調整方針	商店街コミュニティ	商店街振興施策については、新市移行後速やかに調整する。 商店街コミュニティ施設建設用地の駐車場としての利用については、当分の間現行どおりとする。 登道第一駐車場については、現行のまま新市に引き継ぐ。												
		事	務	事	業	Ø	現		況					具体的な調整内容
西条	市	東	予	市		丹	原	町		小	松	町	HAT RES	SCHIEF SCHIEF ST
[商店街振興組合等] ・登道商店街振興会(H7.1 合を解散し、H9.1.1 振興・西条栄町上組商店街振興H13 商業活性化事業補助250,000円H14 商業活性化事業補助200,000円H14 商店街環境整備事業2,329,000円・西条栄町商店街振興組合	10.23 西条登道商店往振興組 興会として発足) 組合 加金 (コーヒーフェア) 対金 (コーヒーフェア) 業補助金 (アーケード改修) 爰事業補助金 (電光掲示板) 合 (修事業補助金 (国県補助を伴うもの)	[商店街振興組合等	記 店街 街 振興組合 店街振興会 店街 資産取得何 設 資産取得何 設 資産取得何	D金(市単) M格の30%以内 M格の15%以内 M格の10%以内		清振興組合等] 課丁商店連盟				[商店街振興組合等] ・小松駅前商店連盟	14		地域によって実情が異なり、助成の基準、金額等がまちまちである。	新市移行後速やかに調整する。 商店街コミュニティ施設建設用地の駐車場としての利用については、当分の間現行どおりとする。 登道第一駐車場については、現行のまま新市に引き継ぐ。

協議項目各種事務事業(商工額	現光関係)の取扱い		細 項 目	商工観光関係		
事務事業名 商店街振興施策			専門部会名	産業経済部会	分科会名	商工労政分科会
調整方針		 業 の 現 況				
一			/lx		課 題	具体的な調整内容
西条商店街まちづくり協議会補助金] 【目的】 同協議会へ補助金を交付することにより市内商店街の活性化及び健全な育成を図る。 【構成】 所期の目的を達成するため、・大型店問題対策事業部会・活性化対策事業部会・活性化対策事業部会・福利厚生・渉外事業部会を組織。(役員)会長1名、副会長1名、顧問2名、会計理事1名、監事2名 【補助金額】 13年度 450,000円 14年度 450,000円	東予市	丹原町商店連盟補助金] 【目的】 商店街の振興発展のため、夜市、年末大売出し、街路灯保守整備の各事業を行う。 【構成】 会長1名・副会長2名・監事2名・役員21名・会員数77名 【補助金】 13年度 1,090,000円 14年度 1,090,000円 15年度 1,090,0	小	松 町		
		【補助金】 200,000円				

協議項目 各種事務事業(商工	観光関係)の取						細項目	商工観光関係		
事務事業名 商店街振興施策							専門部会名	産業経済部会	分科会名	商工労政分科会
調整方針	事		事	業 (<u></u> の 現					
西 条 市	ヺ 東		 市		0 		小	 松 町	一 課 題	具体的な調整内容
西 条 巾 「商店街コミュニティ施設建設用地] 【目的】 既存商店街に隣接する当該用地の有効活用を図り、駐車場、憩いの広場、会議室等を備えたコミュニティセンターを建設し、遊びと買い物が一体となってできる安らぎの空間をつくり、消費者からも親しまれる魅力ある商店街づくりを推進し、商店街が日本の事望の一つでもある駐車場として活用する。(西条中央及び西条栄町商店街振興組合に使用許可) 【地積等】 大町1707-1 宅地 1411.33 ㎡ 大町1707-20 宅地 30.14 ㎡ 購入(H7.3)金額 283,430,479 円 【賃貸料】 H11.4~現在 2,160 千円 【登道第一駐車場】 【目的】 市街地の環境整備を行い、地域の振興と商店街の活性化を前提として、当面、来訪者、買い物客の利便等を図るため、駐車場的広場を確保し有効利用する。 【経過】 S57.12 栄町上組、登道、駅西大通り共栄会から、駐車場建設について陳情 S59.3 駐車場予定地を買収・地積:1,665.93 ㎡・購入額:135,681,409 円 S59.10 栄町上組、登道振興会、駅西共栄会と賃貸借契約を締結、オープン。 S60.3 公衆便所及び自転車置場完成 H11.4 契約解除申し出により契約解除。 登道商店街振興会と土地賃貸借契約を締結し、今日に至る。 【賃貸料】 14年度 1,344 千円	果	77	Π	<i>+</i>	原	世]		が次 単 り		

協議項目 各種事務		 扱い					—————————————————————————————————————					
事務事業名 ひうち名	会館、東予市産業学習館及び		センター				専門部会名	産業経済部会	分科会名	商工労政分科会		
調整方針 ひうちる	調整 方針 ひうち会館、東予市産業学習館及び小松町まちづくり開発センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。 事務事業の現場である。											
西 条 7			*			<u> </u>	//\	 松 町	→ 課題	具体的な調整内容		
西条 「	【名称】東予市産 【目的】 「産業はする。 【施設】・・開館は、東京10とも的とは、所の間には、大阪では、10の一般では	業学習館 識と理解を深めるため、市民 こ、地域産業の振興に寄与す 三津屋南2-54(JR 壬生川駅 00~17:00 曜日、月末日、祝日、年末年 10:33 ㎡ 28 ㎡ ナー、産業学習室、視聴覚室 されら教室がであるがである。 されら教室がであるがであるがです。 では、小中学校などを開催している。 、中学校などを開催している。 、中学校のアー人(年額)	る こと 数 が が が が が が が が が が が が が	丹	原		【名称】小松町まちづく 【目的】 町民を中心としたまち産品を活用した特産品を活用した特産品 【施設】 所在地 小松町大字開館時間 毎週火曜日 【施設の概要】 構造 A棟 鉄骨 敷地面積 1281.06㎡ 建築面積 A棟 170 m 【人員配置】 施設管理委託者 1人 【事業内容】 まちづくり推進並びに会、研修、開発、研究等 【運営協議会】 まちづくり推進並びに 会、研修、関発、研究等	(1)開発センター 5づくり推進の拠点施設並びに明発を推進する施設 新屋敷甲 2934番地 1)~午後 10:00 引 造平屋建て 評屋建て 評屋建て 計解 B棟 200㎡ な特産品開発推進のため、調査、 計の事業 ご開発センターの適正な管理とい が協議会	集	現行のまま新市に引き継ぐ。		

協議項目	各種事務事業(商工福 各種事務事業(商工福	8事業(商工観光関係)の取扱い							細	項 目	商工種	現光関係		
事務事業名	観光イベント助成事	業等							専門	部会名	産業終	圣済部会	分科会名	観光分科会
調整方針(観光イベント助成事	業等について	ては、新市移行後:	も当分の間現行	どおりとし、	随時調整	する。							
		事	務	事	業	の	現	況					- 課 題	具体的な調整内容
西 条	市	j	東	市		丹	原	町		小	松	町	一	共作いる問定い合
【名称】 市民納涼花火大会 【内容】 天正13年戦死した人々 火として花火を打ち上けれる伝統ある花火大会 打上花火約2,000発		【内容】 安 社のA	かげん祭花火大会 芸厳島神社にならって 神事に先立って催され 上花火約1,400発		#								2市2町で取り組んでいるイベント内容に相違があり、調整を要する。 実施主体が各種団体となっており団体との	
【主催】 西条市観光協会		【主催】	東予市観光協会										調整が必要。	
【実施日】 8月17日 【実施場所】 西条市上喜多川(禎祥寺)	【実施日】	旧暦6月17日 壬生川内港周辺										伝統と歴史があるイ ベントが多いことから 調整に時間を要す。	
【補助金額】 平成13年度 300, 平成14年度 300,		【補助金額】	平成13年度 200,00 平成14年度 200,00										補助金額に差異があり、調整を要する。	
【交付先】 西条市観光協会		【交付先】	東予市観光協会										助成基準もまちまち であり、調整を要する。	
		【名称】 夏郛	終		【名称】:	 丹原七夕夏ま	きつり		【名称】	小松町ふる	さと祭り		-	
		るさと を目指	明るく豊かな社会の実 とづくり」を二大テー 旨した手作りのイベン 愛郷心の高揚を図る。	マとし、市民総参加	コ リッ 銭 りる 間3	" をめざし、 として実施し	心のふれある	とであいのまちづ う町民参加の夏ま 見物客を集め、地 舌性化に資するこ	:つ 小 域	町民及び各 松町をめざ		和を図り、活力ある		
		【主催】	夏彩祭実行委員会		【主催】	丹原七夕	でである。 できる かっこう こうしょう こうしょう しょう しょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	行委員会	【主催】	小松町	ふるさと祭り	実行委員会		
		【実施日】	毎年8月第2日曜日		【実施日】	8月5日]~7日		【実施日】	毎年8	月の第1土・	日曜日		
		【実施場所】	東予市運動公園		【実施場所	】 丹原商店	街通り		【実施場所	】小松駅	前通り(予定	2)		
		【内容】	昼の部(10:00~ ・各種イベントの 夜の部(17:00~ ・盆踊り、花火等	開催	【内容】	七夕飾りわれる。)をして、踊	り等のイベントが	行【内容】	のつかみ	取り、即売会	ーガーデン、ウナギ とバザー、宝投げ、小 料無料試飲コーナー		
		【参加者数】	約20,000人		【参加者数	】 約20,000	0人		【参加者数	】約3,00	0人			
		【補助金額】		,500,000 円 ,500,000 円 事業のため増額)	【補助金額	】 平成13年 平成14年	F度 2,500 F度 2,700		【補助金額		年度 400,0 年度 300,0			
		【交付先】	夏彩祭実行委員会		【交付先】	丹原七夕	7夏まつり実	行委員会	【交付先】	小林公町7	ふるさと祭り	実行委員会		

協議項目各種事務事業(商工	観光関係)の取扱い		細項目商工観光関係		
事務事業名 観光イベント助成事	業等		専門部会名産業経済部会	分科会名 観光分科会	
調整方針					
	事務事業	の 現 況		課 題 具体的な調整内容	
西条市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	NV VE SELLATIONISTEL 10	
【名称】 西条まつり	【名称】 秋祭り統一運行	〔該当なし〕	【名称】 だんじり統一寄せ		
【内容】 石岡神社、伊曽乃神社、飯積神社、嘉母神社 の秋の大祭。絢爛豪華な祭りとして知られ、県 の内外から多くの観光客が訪れる。	【内容】 だんじりや太鼓台が壬生川駅前通りでかきく らべを行なう		【目的】 地域の活性化に資することを目的とし、町内外からの見物客を集め地域の交流を図る。		
【実施日】 10月14日~17日	【主催】 東予祭会		【主催】 小松町屋台運営委員会		
(嘉母神社は、体育の日前2日間)	【実施日】 10月12日		【実施日】 10月16日(予定)		
【実施場所】 市内一円	【実施場所】 壬生川駅前通り		【実施場所】 小松小学校グランド		
	【補助金額】 平成13年度 30,000円 平成14年度 30,000円		【内容】 小松町内のだんじりを集め、かきくらべを 行う。		
【西条まつり関連主要事業(平成14年度)】 観光宣伝事業	【交付先】 東予祭会		【補助金額】 平成13年度 300,000円 平成14年度 300,000円		
・観光ポスターの作成等 1,220,000円 ・写真コンテスト 220,000円			【交付先】 小松町屋台運営委員会		
交通規制図の作成 ・作成部数 34,000枚 270,000円					
環境整備事業 ・ゴミ箱及びごみ集積場の設置等 221,000円 ・仮設トイレの設置等 1,575,000円 ・駐車場等の整備等 3,329,000円					
西条市平和祭典運営協議会負担金 400,000円					
【名称】 もみじまつり					
【目的】 石鎚山を訪れた観光客等に紅葉のすばらしさ をアピ・ルする。					
【主催】 西条市観光協会					
【実施日】 10月第1日曜日~11月3日 11月3日は法螺大会					
【実施場所】 成就					
【内容】 期間中に成就で福木、もち投げを行う。					
【補助金】 平成13年度 50,000円 平成14年度 50,000円					
【交付先】 西条市観光協会					

協議項目各種事務事業(商工	見光関係)の取扱い				細項目	商工観光関係		
事務事業名 観光イベント助成事業	等				専門部会名	産業経済部会	分科会名	観光分科会
調整方針								
	事 務	事	業の	現況	T		課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東	予 市	丹	原町	小	松町		
【名称】 スノーカーニバルN石鎚								
【目的】 親子で雪に親しんでもらい、冬の石鎚のすばらしさをアピールし、リピーターの確保を図る。 (平成14年度から実施)								
【主催】 スノーカーニバルN石鎚実行委員会								
【実施日】 12月下旬(予定)								
【実施場所】 石鎚ピクニック園地								
【内容】 そり競争、親子スキー教室、大抽選会、宝 探し等								
【対象】 親子連れ中心(実績700名)								
【補助金額】 平成14年度 3,000,000円								
【交付先】 スノーカーニバルN石鎚実行委員会								
【名称】 武丈公園観桜行事								
【内容】 花見にくる人達に対して環境整備のため、 ぼんぼりの設置やゴミの収集トイレの清掃 等を西条市観光協会に委託している。 【実施日】 4月上旬~4月中旬								
【実施場所】 武丈公園								
【委託料】 平成14年度 480,000円								
【支出先】 西条市観光協会								

協議項目 各種事務事業(商工	観光関係)の取扱い		細 項 目 商工観光関係	
事 務 事 業 名 観光 P R 事業			専門部会名 産業経済部会	分科会名 観光分科会
調整方針観光PR事業につい	NTは、新市移行後速やかに調整する。			
	事務事	業 の 現 況		- 課 題 具体的な調整内容
西 条 市	東予市	丹 原 町	小 松 町	
【名称】 西条市観光 P R 事業	【名称】 東予市観光 P R 事業	【名称】 丹原町観光PR事業	【名称】 小松町観光PR事業	2市2町で事業の取 新市移行後速やかに調整する。 り組み内容が違うこと から調整を要する。
【目的】 市の観光を積極的にPRし、観光客の誘致に 努めるとともに、観光産業を育成する。	【目的】 市の観光を積極的にPRし、観光客の誘致 に努める。	【目的】 観光地のPR	【目的】 石鎚お山開きの周知及び小松町の観光資源の PR	2市2町で事業費の 差異があり、調整を要す る
【内容】 ・松山空港ロビー展 ・松山空港等への写真広告掲出 ・新聞、観光情報誌等への広告 ・西条まつり写真コンテストの実施 ・観光宣伝用年賀ハガキの作成 ・観光パンフレットの作成及び配布 ・インターネットによる観光PR	【内容】 ・観光パンフレットの作成 ・本谷温泉ポスターの作成 ・新聞、観光情報誌等への掲載による広告活動 ・市の観光資源(カブトガニ、本谷温泉)入り名刺台紙の作成、無料配布 ・インターネットによる観光PR	【内容】 ・観光パンフレットの作成 ・観光ポスター作成 ・観光誘導標識の設置	【内容】 ・石鎚お山開き広告宣伝 ・観光ガイド作成 ・観光宣伝用年賀ハガキの作成 ・小松まつりポスター、チラシ作成 ・法螺奉納大会ポスター作成	ె. రె.
【事業費(平成14年度)】 ・松山空港ロビー展 1,554,000円 ・松山空港等への写真広告掲出 1,101,000円 ・観光宣伝用年賀八ガキの作成 545,000円 ・各種観光パンフレット作成 3,709,000円 ・西条まつり写真コンテスト 220,000円	【事業費(平成14年度)】 ・本谷温泉ポスター作成 542,000円 ・観光情報誌等掲載料 800,000円	【事業費(平成14年度)】 ・丹原七夕夏まつりポスター作成 409,500円 ・観光パンフレット作成 472,500円	【事業費(平成14年度)】 ・石鎚お山開き広告宣伝 73,500円 ・観光宣伝用年賀ハガキ作成 131,250円 ・小松まつりチラシ作成 37,265円 ・法螺奉納大会ポスター作成 84,000円	

協議項目各種事務事業(科	商工観光関係)の取扱い	細 項 目 商工観光関係	
事務事業名 温泉施設等維持領	管理	専門部会名 産業経済部会	分科会名 観光分科会
調整方針温泉施設の維持領	管理については、現行のまま新市に引き継 <i>ぐ</i> 。		
	事務事業の現況	1	
西条市	東市田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	小 松 町	
	【名称】 東予市本谷温泉館 【所在地】 東予市河之内甲494	【名称】 椿温泉こまつ 【所在地】 小松町大字新屋敷乙22番地29	現在は、東予市のみ 現行のまま新市に引き継ぐ。 の施設であるが小松 町は建設中である。
	【目的】 市民の福祉の向上と健康の増進を図り、あわせて 市の 観光振興に寄与する。	【オープン予定日】 平成15年12月4日	
	(事業内容) ・休養と保養の場の提供、余暇の有効利用の促進 ・文化活動その他福祉の向上 ・市民相互の交流活動及び観光振興の促進。		
	【職員体制】 館長1名(職員)、嘱託員3名、 従業員14名(人材派遣会社から派遣)		
	【運営委員会の設置】 本谷温泉館の適正かつ円滑な運営に資するため、 東予		
	市本谷温泉館運営委員会を設置。 ア 委員数及び構成メンバー 10人以内で、市内の公共的団体の代表者及び 住民の中から委嘱する。 イ 任期 2年 ウ 報酬 13,000円/年 エ 会議内容 温泉館運営に関すること等		
	【休館日及び開館時間】 年中無休、営業時間は午前10時から午後9時30分まで 宿泊はチェックイン午後3時、チェックアウト午前 10時		
	【施設利用状況】 平成13年度宿泊客数 3,313人		
	【事業費】東予市本谷温泉事業特別会計決算状況 区分 13年度 14年度 歳 入 89,426,298円 88,790,900円 173,000,000円 173,000円 173,000,000円 173,000,000,000円 173,000,000円 173,000,0000円 173,000,000円 173,000,000円 173,000,000円 173,000,0000円 173,000,0000円 173,0000円 173,0000000 173,000000000000000000000000000000000000		
	歳 出		

先例地の事例

〔東宇和・三瓶町合併協議会〕

- 1 企業誘致条例及び企業誘致事業については、新たに制度を設ける。
- 2 融資制度については、新たに制度を設けるものとし、商店街支援事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。その他の商工業振興事業については、新たに制度を設けるものとする。ただし、三瓶町発行の商品券については、合併時に廃止する。
- 3 観光振興事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 4 観光関連施設については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

〔さぬき市〕

- 2 預託金については、新市において預託金を設ける。
- 3 商工業振興審議会については、新市において新たな商工業振興審議会を設置する。
- 4 資金融資事業については、新市において新たな資金融資制度を設ける。
- 5 温泉・保養施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

〔篠山市〕

- 1 商工会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。補助金については現行制度を尊重し調整するものとする。
- 2 商店街や商工業者にかかる助成制度については、篠山町の例による。
- 3 地元企業就職奨励金については、現行のとおりとする。
- 4 地域振興にかかる助成や貸付制度については、篠山町の例による。

〔東かがわ市〕

- 1 融資については、引田町の例により、新市において調整する。
- 2 企業誘致については、新市において速やかに調整する。

〔江田島市〕

商工観光関係事業については、引き続き産業の振興を図るよう、現行のとおり実施する。 内容等については、新市において調整する。

〔上五島地域5町合併協議会〕

(商工業関係事業)

- 1 商工観光振興事業の奨励、融資、貸付、損失補償、利子補給、補助制度は合併まで に調整する。
- 2 商工観光関係事業は、新町に引き継ぎ必要に応じて調整する。
- 3 商工会、観光協会は、合併後速やかに統合できるようその促進について調整を図る。
- 4 観光関連施設は、現行どおり新市に引き継ぎ、名称、使用料等は合併までに調整する。 (観光関係事業)

観光事業を地域産業として位置づけ、他の産業との相乗効果により、地域の経済の発展に寄与するように計画し、実施する。

〔あさぎり町〕

商工観光関係事業については、商工業の振興と併せ若者の定住促進が図られるよう安定した魅力ある就業の場を確保するため、新町に置いて新たな施策を展開することとする。ただし、

- 1 預託金貸付事業については、新町に引き継ぎ、助成要綱等は新町において制定する。
- 2 中小企業振興助成事業及び商工業振興補助事業については、合併までに関係市町村 で廃止し、これらに替わる商工業振興のための助成・補助事業を新たに設置する。
- 3 特定小売商業店舗の事業活動の調査に関する要綱については、関係法律に基づき、 新町において新たに制定する。
- 4 農村地域工業等導入促進法に基づく地域指定については、新町に引き継ぐ。
- 5 工場設置奨励条例は、新町において新たに制定する。

18

協議項目各種	事務事業(都市計画関係)の取扱い		細 項 目	都市計画関係					
事務事業名 新市	都市計画(マスタープラン)		専門部会名	都市計画部会	分科会名	都市計画分科会			
調整方針新市	都市計画(マスタープラン)については、新市移行後、新たに策定する。								
T 6 +	事務事業の現況								
西条市 [策定中] 平成16年5月を目標に策定中	東予市都市計画マスターブラン (平成14年3月策定) 【対象区域】 市域全域 【目標年次】 平成32年(中間年次 平成22年) 【将来都市像】 小さくとも心豊かな「自立都市」:瀬戸内東予 (人口規模が小さくとも自立した地域運営が持続的に可能となる地域社会) 【重点目標】 魅力ある都市空間づくり 「壬生川駅間辺及び市役所周辺の県道王生川丹原線沿い」に商業・福祉・文化・情報サービス施設や快適な住宅地等。多様な施証数の集積を進め、魅力ある都市空間の形成を目指す。 少子化・高齢化に対応した生活環境づくり 若者から高齢者までの定住環境、子育で・家事の支援環境、高齢者の交流・就労・生活の支援環境など、少子化・高齢化に対応した生活環境づくりを目指す。 就業の場象創出 商業・サービス業や医療・福祉関連企業の誘致及び育成、地元企業の新分野開拓への支援、臨海部等への企業誘致など、多様な働く場の増大を目指す。 充実した余暇時間が過ごせるレクリエーショングーンの形成 (経難・河川・山々を守るとともに、レクリエーショングーンの形成 (経難・河川・山々を守るとともに、レクリエーションの場や公園・緑地を整備し、充実した余暇時間が過ごせるまちづくりを目指す。 災害に強い都市の形成 耐震・防火建築物・空地の拡大、避難地・避難路の確保、土砂災害防止などにより、安全で安心なまちづくりを目指す。 広域道路・都市内幹線道路等の充実 広域道路・都市内幹線道路等の充実 広域道路・都市内幹線道路等の充実 広域道路・都市内幹線道路等の充実 広域道路・都市内幹線道路等の充実 広域道路・都市内幹線道路等の充実 広域道路・都市内幹線道路の整備・充実を目指す。 農林漁業・農村環境の充実と都市との共生 農林漁業における生活基盤の整備・充実と、都市との共生を目指す。 優良農地の保全と都市住民の展地活用、地元農産物集出荷施設の充実、農地・農道・水路などの農業基盤整備、集落の生活環境施設の整備などを目指す。	[未策定]	原 町 [未策	定]	西条市は策定中であり、丹原町、小松町は未策定である。				

協議項目各種事務事業(都市	計画関係)の取扱い		細項目都市計画関係								
事務事業名 都市計画審議会			専門部会名 都市計画部会	分 科 会 名	都市計画分科会						
調整方針 都市計画審議会につ	調整方針がお計画審議会については、東予市の例を基本に調整する。										
		業 の 現 況 T R E ET	/I\ ±/\ □T	: 課 題	具体的な調整内容						
き、西条市都市計画審議会を設置している。	東 予 市 【目的】 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第 項の規定に基づき、同法によりその権限に属された事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させる。	not the second s	小 松 町 【目的】 同左	委員の構成について差異が ある。	東予市の例を基本に調整する。						
【概要】 委員15人以内により構成し、市長の諮問に応じ都市計画に関する下記事項について審議する。 ・本市が定める都市計画に関すること。 ・都市計画について本市が提出する意見に関すること。 ・その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。	行う。 ・ 都市計画法第19条第1項の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。 ・市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項についる調査審議すること。	審議等を行う。 ・ 都市計画法第19条第1項の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。 ・ 町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。 ・ 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。									
【委員の構成】 ・学識経験者(政令第3条第1項) 6人以内 ・市議会の議員(政令第3条第1項) 6人以内 ・関係行政機関及び住民が組織する 団体の長(政令第3条第2項) 3人以内 (任期2年)	【委員の構成】 ・学識経験者(政令第3条第1項) 5人 ・市議会議員(政令第3条第1項) 5人 ・関係機関及び地元住民(政令第3条第2項) 5人 (任期2年)	【委員の構成】 ・学識経験者(政令第3条第1項) 5人 ・町議会議員(政令第3条第1項) 4人 ・丹原町の住民(政令第3条第2項) 1人 (任期2年)	【委員の構成】 ・学識経験者(政令第3条第1項) 4人 ・町議会議員(政令第3条第1項) 4人 ・関係行政機関(政令第3条第2項) 2人 (任期2年)								
 【活動状況】 ・東予広域都市計画道路の変更 ・市街化区域及び市街化調整区域の区域区分(線引き)の経過報告 ・東予広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 ・東予広域都市計画用途地域の変更 ・建築基準法第51条の規定に基づく卸売市場の位置について ・東予広域都市計画臨港地区の変更 	・東予市都市計画マスタープランの決定	【活動状況】 ・東予広域都市計画用途地域の決定 ・東予広域都市計画区域の市街化区域及び市街化調整区域の変更 ・東予広域都市計画区域の都市計画道路の変更	【活動状況】・東予広域都市計画区域の市街化区域及び市街化調整区域の変更・東予広域都市計画道路の変更								

協議項目	各種事務事業(都市計画関係)の取扱い							細 項 目	都市計画関係		
事務事業名	国土利用計画(市町村計画)							専門部会名	都市計画部会	分科会名	都市計画分科会
調整方針	国土利用計画(市町村計画)に	こついては、新	市移行後、新たに策	定する。							
	事	務	事	É	の		現況			- 課 題	具体的な調整内容
西条市	東 平成6年度策定。	予市		丹 [未策定]	原	町	平成4年度策定。	小 松 町	•		」 新市移行後、新たに策定す
	「基本理念】 は、土地が現在及にであるが、土地が現在をという。 は、土地が現在をであるが、土地であるが、土地であるが、土地であるが、土地であるが、土地であるが、土地であるが、土地であるが、土地で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型で、大型	を通ずる諸活動の せ、自然環境の保 的条件に配慮して を図る。 及び健康性の確保	共通の基盤であることに 会全を図りつつ、地域の自 、健康で文化的な生活環	1 7 July			【 でか然境 【	生活及び生産を通ずる諸活 原生活及び生産を通ずる諸活 原生させ、 原生させ、 原生の のの のの のの のの のの のの のの のの のの		<u>-</u>	る。

都市計画関連法令等

都市計画法

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

- 第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並び に都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本方 針を定めるものとする。
- 2 市町村長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(第3項以下省略)

(市町村の都市計画の決定)

- 第19条 市町村は、市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の議を経て、都市計画を決定するものとする。
- 2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画 審議会に付議しようとするときは、第17条第2項の規定により提出された意見書の要旨を市 町村都市計画審議会に提出しなければならない。
- 3 市町村は、都市計画区域について都市計画(区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあっては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

(第4項以下省略)

(市町村都市計画審議会)

第77条の2 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

(第2項以下省略)

市町村の都市計画に関する基本的な方針について(都市計画マスタープラン)

産業・社会構造の変化の急速な進展や住民の価値観の多様化等に適切に対応して、都市をゆとりと豊かさを真に実感できる人間居住の場として整備し、個性的で快適な都市づくりを進めるためには、望ましい都市像を都市整備の目標として明確化し、諸種の施策を総合的かつ体系的に展開していくことが、今日ますます重要となっている。このような施策の展開に当たっては、広域的観点からの土地利用の調整、都市活動を支える広域的な都市基盤の整備等を着実に進めることと併せて、地域社会共有の身近な都市空間を重視した施策を推進していくことが肝要であり、また、都市整備に関わる総合的な施策の体系を行政内部の運営指針にとどまらず、これを住民に分かりやすいものとして提示することが、住民の理解と参加の下にこれらの施策を進めていく前提としても重要である。

市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)は、以上のような認識の下に、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に、住民の意見を反映させて、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めることを内容とし、市町村自らが定める都市計画のマスタープランとして創設したものである。

国土利用計画法

(市町村計画)

- 第8条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し 必要な事項について市町村計画を定めることができる。
- 2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするとともに、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即するものでなければならな い。
- 3 市町村は、市町村計画を定める場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 4 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第3項から前項までの規定は、市町村計画の変更について準用する。

22

先例地の事例

〔さぬき市〕

- (1) 都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。
- (2) 都市計画審議会、公聴会については、新市において新たに設置する。
- (3) 都市計画マスタープランについては、新市において新たに制定する。
- (4) 略

〔対馬市〕

都市計画関係の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、マスタープラン等については、新市において調整する。

〔南アルプス市〕

現在継続中の事業や都市計画用途地域などについては、現行のとおり新市に引継ぎ、都市計画マスタープランについては、各町の基本理念に基づいて、新市において策定する。

[宇摩合併協議会]

都市計画マスタープラン(都市計画基本構想) 土地利用計画、地域・地区指定については、新市 建設計画及び新市において作成される総合計画との整合を図りながら、作成するものとする。

〔仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会〕

- (1) 都市計画マスタープランについては、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (2) 都市計画区域については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

〔三次市・双三郡・甲奴町合併協議会〕

- 1.都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2.都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
- 3. 都市計画審議会については、新市において新たに設置する。

〔七尾・鹿北合併協議会〕

- (1) 都市計画区域については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに、区域見直しのための調査事業を行う。
- (2) 都市計画審議会については、新市において、新たに設置する。
- (3) その他都市計画関係事業に関わる事項については、新市の基本構想や都市計画マスタープランを策定する中で、都市計画審議会の意見を踏まえ調整する。

[夷隅郡市合併協議会]

都市計画に関する取扱いについては、次のとおりとする。

- 1.都市計画区域等は現行のとおり新市に引継ぎ、合併後新市の総合計画などに基づき計画や区域の設定を検討する。
- 2. 市町村マスタープランは合併後新市の総合計画や上位計画に基づき、新たに策定する。
- 3. 都市計画審議会は合併後新たに都市計画審議会条例を制定し、設置する。
- 4.略

23

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料(各種事務事業(建設事業関係)の取扱い総括表)

協議項目各種事務事業(建設	B事業関係)の取扱い	細 項 目 3	建設事業関係				
事 務 事 業 名	建設事業関係	専門部会名 3	建設部会	分科会名	建設分科会		
項目	調整	方	針				
道路の管理等	1 市道の整備計画については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の計画を基本に策定 2 道路認定基準については、西条市、東予市の例を基本に調整する。 3 開発道路・指定道路引取りに関する基準については、西条市の例を基本に調整する。						
	4 道路維持管理事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は	、それぞれの旧市町の(例による。				
公共用地取得事務 公共用地取得事務については、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。							
公共施設 (道路・公園・河川等) 里親制度	公共施設(道路・公園・河川等)里親制度については、東予市の例により調整する。						
愛媛県がけ崩れ防災対策事業 愛媛県がけ崩れ防災対策事業の地元負担については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。							
港湾施設の管理 港湾施設の管理については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。							

協議項目各種事務事業(建設	B事業関係)の取扱い		細 項 目 建設事業関係		
事務事業名 道路の管理等			専門部会名 建設部会	分科会名	建設分科会
調整方針 3 開発道路・指定道	こついては、西条市、東予市、丹原町及び小りいては、西条市、東予市の例を基本に調整 直路引取りに関する基準については、西条市 前については、西条市の例により調整する。	する。	の例による。		
	事務事	業の現況		- 課 題	具体的な調整内容
西条市	東・予・市	丹原町	小 松 町		共作いる問定では
[市道の整備計画]	[市道の整備計画]	[町道の整備計画]	[町道の整備計画]	道路プログラム等に基づく 事業実施計画について差異がび	
道路プログラム及び市総合計画(計画的な都市基盤と都市機能の整備)に基づく事業実施計画により整備			【道路プログラムの概要】 道路プログラム及び町総合計画(計画的な都市基盤 と都市機能の整備)に基づく事業実施計画により整備 を行う。	ある。 す	T3.
全体計画 L=13.24km 事業費17,601,000千円 21路線 15年度以降(5年間)の予定事業 路線数 11路線 事業費 4,087,000千円	全体計画 L=12.6km 事業費15,083,000千円 15路線 15年度以降(5年間)の予定事業 路線数 11路線 事業費 6,264,000千円	全体計画 L=10.0km 事業費2,486,000千円 12路線 15年度以降(5年間)の予定事業 路線数 8路線 事業費 1,442,000千円	全体計画 L=5.9km 事業費3,667,000千円 14路線 15年度以降(5年間)の予定事業 路線数 10路線 事業費 1,545,000千円		
【市内幹線道路網の整備】 国庫補助事業等 路線名 古川樋之口線 事業年度 14年度 事業費 278,920千円	【市内幹線道路網の整備】 国庫補助事業等 路線名 楠浜北条線 事業年度 14年度 事業費 596,000千円	【町内幹線道路網の整備】 国庫補助事業等 路線名 丹原高知線 事業年度 13年度~16年度 事業費 500,000千円(用地買収済み)	【町内幹線道路網の整備】 国庫補助事業等 平成14年度事業 なし		
県費補助事業 路線名 市道大町飯岡1号線 事業年度 14年度 事業費 76,400千円	県費補助事業 14年度 なし	県費補助事業(市町村道関係) 路線名 丹原高知線・柚ノ木線 事業年度 14年度 事業費 27,000千円	県費補助事業 路線名 大頭南線 事業年度 14年度 事業費 3,100千円		
		県費補助事業(地域環境整備関係) 路線名 池田丹原線・内川久妙寺線 中長野2号線 事業年度 14年度 事業費 30,200千円			
【集落内幹線道路等の整備】 市単独事業 事業年度 14年度 事業箇所 46箇所 事業費 195,000千円	【集落内幹線道路等の整備】 市単独事業 事業年度 14年度 事業箇所 13路線 事業費 52,200千円	【集落内幹線道路等の整備】 町単独事業 事業年度 14年度 事業箇所 22路線 事業費 104,253千円	【集落内幹線道路等の整備】 町単独事業 事業年度 14年度 事業箇所 1路線 事業費 35,000千円		

協議項目 各種事務事業(建設)			知 項 目 建設事業関係		
事務事業名 道路の管理等	<u> </u>		専門部会名 建設部会	分科会名	建設分科会
調整方針					
1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	業 の 現 況	1	課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小 松 町		
	[道路認定基準] 路線の起点、終点とも国、県道または市道に連絡する道路であること。 相互に集落を連絡する道路であること。 原則として道路幅員は4m以上の道路であること。 ただし、用途目的によっては、4m未満でも可。 道路と私有地との境界が明確に整備されている道路であること。 排水施設等の道路付帯施設が整備されている道路であること。 路線上に公共施設を除く占用物件がない道路であること。 私道の場合は、敷地または工作物及び一切の権利を市に寄付する条件の道路であること。 良好な交通状態、快適な居住環境が保持できる適当な間隔を有する道路であること。 東予市の区域内にある道路であること。	[道路認定基準] 認定基準なし、運用は下記による。 起点・終点が公道に接すること。 集落を相互に連絡する道路であること。 集落と主要公益的施設・主要な生産場所を結ぶ道路であること。 原則として道路幅員は4m以上とする。 集落の環境整備に必要な道路であること。 その他町長が必要と認めた道路。 丹原町の区域内にある道路であること。	[道路認定基準] 認定基準なし、運用は下記による。 国道・県道・町道に連結する生活道路。 集落間及び町道等を連結・補完する通学・生活道	内容について差異はない。	西条市、東予市の例を基本に調整する。

協議項目 各種事務事業(建設事業関係)の取扱い		細 項 目 建設事業関係	
事務事業名 道路の管理等			専門部会名 建設部会	分 科 会 名 建設分科会
調整方針				
	事 務 事	業 の 現 況		┃ - 課 題 具体的な調整内容
西条市	東予市	丹 原 町	小 松 町	
[開発道路・指定道路引取りに関する基準]	[開発道路・指定道路引取りに関する基準]	[開発道路・指定道路引取りに関する基準]	[開発道路・指定道路引取りに関する基準]	引取り基準について差異が 西条市の例を基本に調整す ある。 る。
【目的】 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開 為により西条市内に設置された公共施設(道路施 を良好に引き取るため。		【目的】 同 左	【目的】 同 左	
【概要】 開発行為等の申請時に「公共施設の引き取り基に基づき協議を行ない管理予定者との協議経過書記する。平成11年4月より検査は県が行なう前に市当課が行なう。その後、寄付採納申請により市が取る。	二明 0担		【概要】 開発行為者からの申し出があった場合に、担当課で 協議を行い、その後、寄付採納申請により町が引き取る。	
【基準】 路線の起点又は終点のどちらか一方が、原則 て公道(道路法昭和27年法律第180号第3条に規 る道路をいう。)に接していること。		て公道(道路法昭和27年法律第180号第3条に規定する道路をいう。)に接していること。	The state of the s	
路線の配置及び形状は、周辺地域の道路事情 慮するとともに、道路交通の流れに適合するも その機能を十分に果たしうるものであること。	E考 ること。	路線の配置及び形状は、周辺地域の道路事情を考慮するとともに、道路交通の流れに適合するもの、 その機能を十分に果たしうるものであること。	幅員は4.0m以上であること。 路面舗装(表層4cm以上、路盤7cm以上)	
開発道路等の路面及び構造物は、道路通行上 のないものであること。		開発道路等の路面及び構造物は、道路通行上支障 のないものであること。		
開発道路等内に占用物件(水道施設、下水道 及び消防水利施設を除く。)がないこと。		つ 開発道路等内に占用物件(水道施設、下水施設及 び消防水利施設を除く。)がないこと。	その他、特に町長の認めたもの。	
幅員は4.0m以上であること。	路面舗装(表層4cm以上、路盤7cm以上)	幅員は4.0m以上であること。		
路面舗装(表層4cm以上、路盤10cm以上)		路面舗装(表層4cm以上、路盤7cm以上)		
路面排水施設が完備されていること。				
開発道路等の敷地と他の敷地の境界が、境界 設置等により明示されていること。	μ σ			
必要に応じて、交通安全施設が設置されてい と。	3=			
その他、特別に検討を要する事由がある場合、 途協議する。		€ 3 Lunch / ± 3		
【引取実績】 ・過年度全件数 55件 ・年平均件数 10件	【引取実績】 ・過年度全件数 109件 ・年平均件数 8件	【引取実績】 ・過年度全件数 44件 ・年平均件数 1~2件	【引取実績】 ・過年度全件数 7件 ・年平均件数 0~1件	

協議項目各種事務事業(建設	安事業関係)の取扱 い		細 項 目 建設事業関係				
事務事業名 道路の管理等			専門部会名 建設部会	分科会名	建設分科会		
調整方針							
	事務事	業の現況		課 題	具体的な調整内容		
西条市	東・予・市	丹 原 町	小 松 町				
[道路維持管理事業] 【概要】 ・主要路線の草刈(業者、個人)	[道路維持管理事業] 【概要】 ・主要路線の草刈(業者、個人、シルバー人材センタ	[道路維持管理事業] 【概要】 ・主要路線の草刈(業者、自治会)	[道路維持管理事業] 【概要】 ・主要路線の草刈(自治会)	事業の内容に差異はない。	西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、 それぞれの旧市町の例による。		
・小規模路面補修(職員) ・大規模路面補修(業者) ・構造物補修(業者) ・植栽管理	- (・小規模路面補修(職員) ・大規模路面補修(業者) ・構造物補修(業者) ・自治会等に原材料(レミファルト)の支給 ・植栽管理	・小規模路面補修(業者) ・大規模路面補修(業者) ・構造物補修(業者) ・自治会等に原材料(レミファルト)の支給				
【事務手順】 自治会及び住民からの要望・連絡により、維持修繕 を行なう。	【事務手順】 同 左	【事務手順】 同 左	【事務手順】 同 左				
【道路情報モニター制度】 ・目的 道路行政の適正かつ効率的な運用と安全な道路交通を確保するため、落石、崩土、決壊、冠水、雪害等の道路災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に、その状況を迅速かつ的確に把握し、電話その他最も退やかに連絡し得る方法により、市建設課に報告する。 ・概要 (大保木) 東之川 (加茂) 荒川 西之川 千町 浦山 中之池 松の木 市之川・丸野		[該当なし]	[該当なし]	道路情報モニター制度は西条市のみの制度である。			

協議項目各種事務事業(建設	事業関係)の取扱い	細 項 目 建設事業関係			
事務事業名 公共用地取得事務			専門部会名 建設部会	分科会名	建設分科会
調整方針 公共用地取得事務に	こついては、東予市の例により調整する。たた	ごし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例	別による。		
T 62 +		業 の 現 況	.l. Att mx	課題	具体的な調整内容
西条市	東 予 市	丹 原 町	小松町		
【事業用地の買収】 用地買収依頼により用地買収事務全般を行う。	【事業用地の買収】 用地取得依頼のあった起業地の用地補償事務を行う。	【事業用地の買収】 事業採択になった起業地の用地補償事務をする。 登記事務は企画財政課で行う。	【事業用地の買収】 事業採択になった起業地の用地買収補償事務をする。 登記事務は総務課にて行う。		東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、 それぞれの旧市町の例による。
【事業の手順】 用地買収依頼書により、法務局で土地調査 (地積、抵当権、枝番等)	【事業の手順】 工事計画の地元説明会	【事業の手順】 工事計画の地元説明会	【事業の手順】 工事計画の地元説明(担当課)	移転補償金の支払い等に差 異がある。	
税務署 事前協議	用地立会	用地立会	用地立会		
用地交渉	土地・補償調査 用地交渉	土地売買契約 ・各戸に訪問し用地交渉 ・契約書・請求書等(担当者作成)	土地売買契約 ・各戸に訪問し用地契約 ・契約書、請求書、登記承諾書(用地担当者作成)		
契約 登記、土地・補償金の支払い	登記申請	・嘱託登記事務等(企画財政課) 土地・補償代金支払	・嘱託登記事務等(総務課作成) 土地・補償代金支払		
登記完了後30日以内に支払うが、物件移転が伴う 場合は移転完了確認後に支払う。ただし、家屋移転 等を伴う場合は5割の前金払いを行う。		登記完了後に用地費を全額支払、補償費ついては 物件等除去後に確認し、支払う。	契約後内金(5割以内)支払、登記後残額を支払う。 (金額などにより内金がない場合もある。) 補償費については、物件等除去確認後に支払う。		
に決定する。 不動産鑑定士との協議、不動産鑑定評価を参考に決	【単価決定】 東予市用地対策連絡協議会において決定する。なお 協議事案については、事前に幹事会において審査・協		【単価決定】 町用地検討委員会により決定する。(国、県公示価格など取引事例を参考にする。)	i 土地の単価決定方法に差異 がある。	
定する。	 [東予市用地対策連絡協議会] 1.協議事項 用地買収単価の決定、市有財産の譲渡価格の決定 2.組織 会長 助役 副会長 収入役 委員 教育長、総務部長、福祉保健部長、産業経済部長、建設部長、教育委員会管理部長 				
	[幹事会] 1.組織 議長 監理課長 幹事 財政課長、農業土木課長、建設課長、都市計 画課長、学校教育課長				
依頼書等)	【用地交渉】 東予市が取得する用地補償については、すべて監理 課が交渉を行う。(各戸訪問又は集団による交渉) 契約締結(契約書、請求書、送金依頼書、登記承諾 書、印鑑登録証明書交付申請承諾書)				
【税務協議】 担当者と税務署へ同行し、事業の概要を説明する。 その後は監理課が事前協議書を作成する。	【税務協議】 用地取得依頼課が事前協議を行う。	【税務協議】 担当者で事前協議書を作成し、協議する。	【税務協議】 用地担当者が事前協議書を作成し、税務署と協議す る。		

協議項	目	各種事務事業 (建	各種事務事業(建設事業関係)の取扱い 細項目 建設事業関係																	
事務事業	名	公共施設(道路・	公園・河	可川等)里親制度						専門	引部 🤄	会 名	建設部	会		分 科 会 名 建設分科会				
調整方	針	公共施設(道路・	公園・河	可川等)里親制度に	こついては、東	予市の例によ	こり調整す	する。												
			事	務	事	業	の	現	況	Ī			1			- 課	題	具体的な調整内容		
西条市				身	予 市					丹	原	町	小	松	囲丁		. —			
該当なし	5	こうよ・アダプト・プログラ	よ・アダプト・プログラム(里親制度)										該当なし			東予市のみ 制度がある。	市独自の里親	東予市の例により調整する。		
	【趣旨】 市にとって重要な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設において、ボランティアで環境美化活動を行う個人又は団体を募り市民と行政が互いに協力し、環境美化意識の高揚と、快適で美しい地域環境づくりを推進する。 【概要】 里親となった個人又は団体が、市内の道路、公園、河川などの公共施設において自ら活動する区域を定め、空き缶、吸殻等の散乱の収集、除草、草花の植栽、情報の提供(道路等の破損、樹木の損傷、不法投棄等)等の活動を行う。																			
		【 <u>実施状況】</u> 里 親 名	人数	場	 所	—	新	内 容												
		<u> </u>	人致 66	□ 塚 市道楠浜北条線(約1				<u>内 谷</u> 数乱ごみの収集												
		三芳老人クラブ	16	市道楠浜北条線(約1				放乱ごみの収集 放乱ごみの収集												
		道前育成園	73	市道楠浜北条線(約1				数乱ごみの収集												
		ボランティアふたば会	24	市道楠浜北条線(約1	00m)	草花の植栽	・除草・散	放乱ごみの収集												
		三芳東地区自治会	18	市道楠浜北条線(約1				敗乱ごみの収集												
		花いっぱい三芳会	22	市道楠浜北条線(約1				放乱ごみの収集												
		東予希望の家	103	市道楠浜北条線(約1	-			対乱ごみの収集												
		四国電力壬生川営業所 咲くやこの花会	15 2	市道楠浜北条線(四国市道北川右岸線(旭湖				放乱ごみの収集	_											
		村上 美佐子	1	楠甲337番地2地先農道		制乱ごみの		以此とのの収集												
		花を愛する兄弟会	4	市道楠浜北条線(円海				数乱ごみの収集												
		東予市ソフトテニス連盟	62	東予市運動公園(入口				数乱ごみの収集												
		楠河GG愛好会 花の会	35	東予市運動公園(入口	〕花壇)	草花の植栽	・除草・散	放乱ごみの収集												

協議項目各種事務事業(建設	と事業関係)の取扱い		細 項 目 建設事業関係		
事務事業名 愛媛県がけ崩れ防災	经対策事業		専門部会名 建設部会	分科会名	建設分科会
調整方針愛媛県がけ崩れ防災	会対策事業の地元負担については、西条市の係	列により調整する。ただし、合併する年度は、	それぞれの旧市町の例による。		
,	事 務 事	業の現況		- 課 題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小 松 町	17八 龙笠	
【県事業】 愛媛県がけ崩れ防災対策事業補助(事業費の3/4以 内)	【県事業】 同 左	【県事業】 同 左	【県事業】 同 左		西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、 それぞれの旧市町の例によ
【地元負担】 愛媛県がけ崩れ防災対策事業(県補助事業) 補助事業費の12.5%を市が負担 12.5%を地元負担 (西条市がけ崩れ防災対策事業実施要領)	【地元負担】 愛媛県がけ崩れ防災対策事業(県補助事業) 地元負担分を全額市が負担(事業費の25%)	【地元負担】 愛媛県がけ崩れ防災対策事業(県補助事業) 地元負担分を全額町が負担(事業費の25%)	【地元負担】 愛媛県がけ崩れ防災対策事業(県補助事業) 補助事業費の10%を町が負担 15%を地元負担 (小松町がけ崩れ防災対策事業負担金徴収条例)	愛媛県がけ崩れ防災事業 (県補助事業)において、地 元負担に差異がある。	వ .
事業要望箇所及び実施箇所なし	(参考) 事業要望箇所及び実施箇所なし	(参考) 事業要望箇所及び実施箇所なし	(参考) 横峰地区がけ崩れ防災工事 L=15m アンカーN=5 平成14年度で終了 9,877千円(事業費) 平成13年度事業費 13,441千円		

協 議 項 目 各種事務事業(建設事業関係)の取扱し	1	細項目	建設事業関係		
事務事業名 港湾施設の管理		専門部会名	建設部会	分科会名	建設分科会
調整方針港湾施設の管理については、新市移行復	後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。		•		
事務	事業の現	況		課題	具体的な調整内容
西条市	東・予・市	丹 原 町	小 松 町		
[1 港湾施設の管理] 【根拠】 港湾施設管理委託契約書 【概要】 愛媛県港湾管理条例に基づき、海岸保全施設を除く港湾台帳記載の港湾施設の管理。 【業務内容】 ・岸壁の日常的な管理(パトロール、受付、調整)は、港湾管理事務所で対応。 ・清掃、航路等灯浮標点検、管理事務所警備等は、委託により対応。 ・施設修繕に関しては、地方局建設部と協議の上、県単独港湾局部改良事業として要望・実施。 市H14予算額: 工事費 200千円、修繕料 350千円 ・台風時等港内漂着ごみ清掃 市H14予算額:賃金 600千円、借上料 800千円 【管理費全体額】 21,750千円(13年度) 【県単独港湾局部改良負担金額】 24,900千円(13年度)	【根拠】 港湾施設管理委託契約書 【概要】 愛媛県より委託された、海岸保全施設を除く港湾台帳記載のほとんどの港湾施設の管理。 【業務内容】 ・各岸壁(付帯施設を含む)の日常的な管理は各港務所で対応。他施設については本庁で対応。	[該当なし]	[該当なし]	港湾施設の管理体制が異なる。	新市移行後も当分の間現行 どおりとし、随時調整する。
 【概要】 ・西ひうち岸壁にある港湾管理事務所(平成8年度建築、9年度から移転)には、嘱託職員1名(市0B)、臨時職員1名が常駐。(勤務時間は本庁と同じ)人件費 月額 435千円 ・土、日、祝祭日は、シルバー人材センターに委託。 ・12月31日~1月3日までの間は職員はいない。 【業務内容】 ・1日2回(午前・午後)の港湾施設の巡回パトロール。 ・港湾施設使用料の計算、納付書の発送。 ・港湾施設使用料の現金徴収。 ・使用許可申請書の受付及び申請の催告。 ・入港船舶の係留場所の調整。 ・占使用料徴収報告書の作成。(決裁、送付は本庁) ・港湾統計調査(月報、年報等)の作成。エクセルへのデータ入力。(決裁、送付は本庁) ・東予港(西条地区)管理協議会の事務局。(総会、役員会、先進地視察、港湾清掃、会計等) ・市との連絡調整(1日1回本庁へ立寄) 	 【概要】 ・壬生川、北条、中央各港務所に1名づつ業務委託職員が常駐。 (土、日、祝祭日適宜対応) 委託料 月額 449.5千円(3名合計) 【業務内容】 ・エプロン等施設の清掃及び巡回パトロール。 ・施設使用料(入港料・係船料・貨物通過料)の現金徴収(現金徴収以外は港務所等の報告により本庁で担当) ・入港申請書の受付及び許可。 ・入港船舶の係留場所の調整。 ・港湾統計調査票の作成。(月報、年報集計作業は建設課で担当) ・野積場使用許可、使用料徴収については本庁で対応。 ・市との連絡調整(月3回本庁へ立寄) 	[該当なし]	[該当なし]		
 [3 港湾施設の使用許可] 【概要】 入港申請、野積場使用申請許可等 【業務内容】 ・港湾施設使用許可申請は、港湾管理事務所で受付。 ・野積場使用許可は本庁で対応。(決裁、許可書送付) ・利用形態等で調査調整が必要なものは、本庁対応。 	[3 港湾施設の使用許可] 【概要】 入港申請、野積場使用申請等の許可等 【業務内容】 ・使用者よりの申請を受け許可書を発行する。 ・入港申請関係事務は基本的に港務所で行う。 ・新規業者等、施設利用形態や貨物の種類等について事前に調査が必要な場合 は、本庁で業者と事前協議の上、決定後港務所で対応。	[該当なし]			

建設関係法令等

東予市用地対策連絡協議会

(目的)

東予市が買収する公共事業等の用地確保を円滑にする。

(職務)

- 1.用地買収に伴う価格の決定に関すること。
- 2. 市有財産の譲渡に伴う価格の決定に関すること。
- 3. 用地買収に伴う関係各課の協力に関すること。
- 4.その他会長が特に必要と定める事項。

(会議)

会議には次の資料をもとに算出した案を提出する。

- 1.銀行評価は2銀行の資料(ただし、農地の場合等で必要ないと認めるときは省略することが出来る)
- 2.固定資産の評価資料
- 3.行政機関(国、県、市)及び私人の売買事例の資料
- 4.標準地公示価格の資料
- 5. その他補助事業等で必要な場合は不動産鑑定士の評価資料
- 6.位置図(1/2500)

西条市がけ崩れ防災対策事業実施要領

(費用の負担)

- 第3 公共的施設にその被害がおよぶおそれがある場合は、事業費総額から県費補助金を差引いた残額を市が負担するものとする。
- (2) 公共的施設がなく民家のみに被害が及ぶ場合は、その事業費の12.5パーセント以内を各受益者において負担するものとし、市は事業施行前に受益者負担の寄付採納を受け事業を施行する。

小松町がけ崩れ防災対策事業負担金徴収条例

(負担金の額)

- 第3条 負担金の総額は、県の補助金の交付の対象となる当該事業に要する経費のうち、県から交付を受けた補助金の額を除いた額の範囲内において、小松町長(以下「町長」という。)が別に定める。
- 2 各受益者が負担する負担金の額は、その土地の受益の割合等を考慮して町長が定める。

愛媛県港湾管理条例

(市町村が処理する事務)

- 第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、県が管理する港湾の存する市町村が処理することとする。ただし、松山港外港地区に存する港湾施設、松山港今出地区水面貯木場その他規則で定める港湾施設に係るものを除く。
- (1) 港湾法第37条第1項の規定に基づく許可に関する事務
- (2) 第3条第1項の規定に基づく許可に関する事務
- (3) 第4条第1項に規定する行為の取締り及び同条第2項の規定に基づく処分に関する事務
- (4) 第5条の規定に基づく使用の許可及び変更の許可に関する事務
- (5) 第5条の規定に基づく占用の許可及び変更の許可の申請の受付並びに当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務
- (6) 第8条及び第9条の規定に基づく使用に対する必要な措置に関する事務
- (7) 第9条の2及び第10条の規定に基づく占用料、使用料及び土砂採取料の徴収並びに当該徴収に係る 占用料、使用料及び土砂採取料の県への払込みに関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの

(管理の委託)

- 第 15 条の 2 港湾施設 (前条ただし書に規定する港湾施設を除く。) の管理は、当該港湾の存する市町村に委託する。
- 2 知事は、前条7号の規定により市町村が徴収した占用料、使用料及び土砂採取料の10分の5に相当する金額を、当該港湾の存する市町村に、港湾施設の維持管理費として交付する。
- 第 15 条の3 前条第 1 項の規定にかかわらず、知事は、知事が定める港湾施設の管理を地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 173 条の3 に規定する法人に委託することができる。

33

先例地の事例

[高吾北地域合併協議会]

- 1 . 略
- 2. 道路維持管理については、合併後に統一の方向で調整する。
- 3.用地買収については、国庫補助事業は買収するものとし、林道事業及び単独事業については原則無償提供とする。
- 4~6.略

〔常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村合併協議会〕

1.町道・村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、維持管理に努めるとともに、路線区域については、新市において調整する。

2~4.略

5.建設関係事業については、新市建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、引き続き新市において実施するものとする。

〔東かがわ市〕

- (1) 略
- (2) 町道は、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
- (3) 建設関係町単独事業(道路整備事業補助、建設事業分担金、急傾斜地崩壊防止対策事業分担金)については、合併時に廃止し、新市において検討する。
- (4)~(6) 略

〔さぬき市〕

- (1) 町道、港湾関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、路線区分については新市で調整するものとする。
- (2) 町道・橋梁・港湾工事に係る費用については、全額新市の負担とする。
- (3) 建設関係事業については、新市の建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業は引き続き 実施する。
- (4) 略

〔千曲市〕

現市道・町道は新市の市道として位置付ける。

道路整備・原材料支給については更埴市・戸倉町の例により実施する。

[宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会]

建設関係事業については、道路、河川等の整備及び適切な維持管理に努めるとともに、生活環境の向上を図るための事業を推進します。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 市町道については、現行のまま新市に引き継ぎます。 認定区分については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整します。 認定基準については、新市移行後、速やかに調整します。
- (4) 道路の維持管理については、宮津市の例により調整します。 ただし、道路の除草(伐採)及び側溝清掃については、新市移行後、実態を考慮し実施し ます。
- (5) 略
- (6) 略

[周南市]

(1) 市町道等の管理等

市町道等の管理等について

市道、認定外道路、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。 市町道認定基準について

2 市の認定基準を基本に、新たに制度等を創設する。ただし、合併前の市町において、既に 市町道に認定されている道路については、市道とする。

認定外道路指定基準について

徳山市の例により調整する。

生活道路について

徳山市の例により調整する。ただし、鹿野町の生活道路整備事業に関する内規による取扱いは、当分の間現行のとおりとする。

[修善寺町外3町合併協議会]

- (1) 町道及び河川については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、市道認定基準及び河川認定基準を合併後、新たに作成し、合併後5年以内に道路台帳及び河川台帳の再編を行う。
- (2) 建設(港湾)関係事業については、計画的に実施し、継続事業については、新市において引き続き実施する。
- (3)~(7) 略

34

合併協議項目 協議状況一覧表

				,
	協議項目	提案 年 月 日	確認年月日	確 認 結 果
1	合併の方式	H14.10. 7	H14.10. 7	西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
2	合併の期日	H14.10. 7	H14.10. 7	合併の期日は、平成16年11月1日を目標とする。
3	新市の名称	H14.10. 7		
4	新市の事務所の位置	H14.10. 7		
5	財産の取扱い	H15. 3.28	H15. 5.23	2市2町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	H15. 8.14		
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	H15. 8.14		
8	地方税の取扱いその1)	H15. 1.31	H15. 8.14	2市2町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。 1 個人市民税の均等割の税率については、地方税法第310条の規定により、2,500円とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 2 個人市民税の普通徴収に係る納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 法人市民税の法人税割の税率については、西条市、東予市の例(制限税率 14.7%)による。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 4 固定資産税の納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 5 軽自動車税の納期については、東予市の例により調整する。
	地方税の取扱いその2)	H15. 3.28	H15. 8.14	1 入湯税については、東予市、小松町の例による。 2 前納報奨金に係る報奨金の算定基準については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 納税貯蓄組合は、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。納税貯蓄組合長大会は、西条市の例により調整する。
9	一般職の職員の身分の取扱い	H15. 7.25	H15. 8.14	西条市、東予市、丹原町及び小松町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、合併後新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。 職階については、合併時に西条市の例をもとに級分類を調整し、統一を図る。 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、現給を保証したうえで、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。
1 0	地域審議会の取扱い	H15. 2.28	H15. 5.23	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の各区域ごとに設置する。 設置に当たっては、地域審議会の設置に関する事項のとおりとする。
1 1	 特別職の職員の身分の取扱い	H15. 8.14		成員に当たりでは、心境田成公の成員に関する事項のとのりとする。
	条例・規則等の取扱い	H14.12.27	H15. 1.31	条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、調整するものとする。 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの 3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの 4 失効するもの
1 3	組織及び機構の取扱い			
	一部事務組合等の取扱い(その1)	H15. 3.28	H15. 5.23	道前福祉衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 周桑事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市・丹原町公共下水道事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市土地開発公社及び周桑土地開発公社については、所有する財産を西条市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散するものとする。西条市土地開発公社 については、新市の(新市名)土地開発公社として存続するものとする。 株式会社 西条産業情報支援センターの出資金については、新市に引継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。
1 4	一部事務組合等の取扱い(その2)	H15. 5.23	H15. 6.27	新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入するものとする。 周桑病院企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぎ、市立病院として存続するものとする。 西条市小松町共立大保木診療所協議会については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市周桑郡丹原町入会山組合については、合併の日の前日に解散し任意組合に移行する。任意組合の事務については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。 愛媛県町村議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入するものとする。 愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入するものとする。
	使用料・手数料等の取扱い(その1)	H15. 2.28	H15. 3.28	手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。
1 5	使用料・手数料等の取扱い(その2)	H15. 3.28	H15. 5.23	施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原 則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。 手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。ただし、一般廃棄物最終処分場処分 手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。
	使用料・手数料等の取扱い(その3)	H15. 5.23	H15. 6.27	施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」 を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。
1 6	公共的団体等の取扱い	H15. 5.23	H15. 6.27	公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、それぞれの団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。
1 7	補助金・交付金等の取扱い(その1)	H15. 5.23	H15. 6.27	補助金・交付金等(団体運営補助)については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとする。 1 2市2町で同一又は同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 2 2市2町の中で、独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。 3 整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。
	補助金・交付金等の取扱い(その2)	H15. 9.26		
1 8	町名・字名の取扱い	H15. 9.26		
-	•	•	•	

1 9	慣行の取扱い	H14 . 12 . 27	H14. 1.31	1 市章については、合併後新たに定める。 2 市民憲章については、合併後新たに定める。 3 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。 4 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。 5 都市宣言等については、合併後調整する。
2 0	行政連絡機構等の取扱い	H15. 6.27	H15. 7.25	自治会(区)の行政連絡機構のあり方及び自治会長(区長等)報償費については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会(区)の意向をふまえ随時調整する。 広報配付システム等に関することについては、次のとおり調整する。 1 市から配付者までの送達方法については、関係自治組織・団体と協議し、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、配付者から住民への配付方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 配付報償費等については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 放送責任者制度については、制度の見直しの方向で、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。

協議項目	提案 年 月 日	確認年月日	確認結果
各種事務事業の取扱い			
(1)国民健康保険事業関係	H15. 8.14		
(2)介護保険事業関係	H15. 8.14		
(3)福祉関係	H15. 8.14		
(4)保健関係	H15. 8.14		
(5)環境衛生関係	H15. 5.23	H15. 6.27	一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は旧市町の例による。なお、新市移行後の転入世帯等への指み袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。 (1)可燃ごみ袋は、1世帯大110枚とする。ただし、5人以上の世帯は、希望により30枚追加して配付する。 (2)不燃ごみ袋は、1世帯大20枚とする。 (3)粗大ごみ処理券は、1世帯大20枚とする。 (3)粗大ごみ処理券は、1世帯10枚とする。 2 指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱いは、新市移行後速やかに東予市及び丹原町の例により調整する。 ごみの収集 ごみの収集については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整環境美化事業 一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。 最終処分場 1 最終処分場の管理運営については、管理型・安定型ごとに合併時に調整する。 2 各最終処分場の搬入範囲は、合併時に新市に拡大する。 3 最終処分場の搬入範囲は、合併時に新市に拡大する。 3 最終処分場のが関心、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。
(6)消防防災関係(その1)	H15. 7.25	H15. 8.14	1 防災会議及び地域防災計画 防災会議については、合併時に新たに設置する。 地域防災計画については、新市移行後速やかに作成する。 2 水防協議会及び水防計画 水防協議会については、合併時に新たに設置する。 水防協議会については、合併時に新たに設置する。 水防計画については、新市移行後速やかに作成する。 3 防災行政無線 県地上系及び衛星系防災行政無線については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 移動系及び地域防災行政無線については、新市移行後速やかに調整する。
消防防災関係(その2)	H15. 8.14		
(7)人権・同和対策関係	H15. 7.25	H15. 8.14	人権・同和対策(教育)事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き実施するものとする。
(8)農林水産関係	H15. 9.26	1110. 0.11	大信 「当日の1米(3大吊) 手来については、これの この4大 7 miles 20 mil
(9)商工観光関係	H15. 9.26		
(10)都市計画関係	H15. 9.26		
(11)建設事業関係	H15. 9.26		 1 水道事業
(12)上・下水道事業関係	H15. 6.27	H15. 7.25	(1) 水道事業(経営変更認可)については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (2) 水道料金については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (3) 加入金については、東予市の例を基本に調整する。ただし、再設加入金については、20,000 円とする。 (4) 手数料については、西条市、小松町の例を基本に調整する。 (5) 西条市西ひうち水道及び黒谷水道の水道料金等については、現行のとおりとする。ただし、西条市西ひうち水道の量水器使用料については、水道料金の量水料に準じて調整する。 2 下水道事業 (1) 公共下水道整備事業(全体計画)については、新市移行後早い時期に、小松町を含めた全体計画の見直しを行う。 (2) 下水道使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (3) 受益者負担金等について 単価については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 納期については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (4) 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。 前納報奨金については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。 (5) 水洗便所改造資金補助金については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (6) 西条市西ひうち下水道の使用料並びに分担金については、現行のとおりとする。
			L L D LV9-EUV9-DS-16 N/N-IBU MERASMU NG TRU-LG AGATUA AGATUA AGA AGA AGA AGA AGA AGA AGA AGA AGA A
(13)教育関係 (その 1)	H15. 8.14		(0) Likitio 22 Fixe (0) Kitting and 24 Feb. (0) Likiting and 25 Feb.

	(14)電算システム関係	H15. 3.28	H15. 5.23	電算システム関係については、次の基本的な考え方により、市民サービスの低下を招かないよう統合する。
				1 合併時に電算システムを統一する。
				2 合併前に情報通信基盤(ネットワーク)の整備を図る。
				情報公開制度については、西条市、東予市及び丹原町の例を基本に、新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の公開の対象となる文書については、それぞれの
	 (15)情報公開関係	H15. 6.27	H15. 7.25	旧市町の例による。
	(19/1月秋公州美) 赤	1115. 6.27	個人情報保護については、東予市の例を基本に、新たに制度を創設する。	個人情報保護については、東予市の例を基本に、新たに制度を創設する。
				市長の資産公開については、現行のまま新市に引き継ぐ。
				1 広報紙の発行については、現行のとおりの手法で新市において発行する。
				2 広報ビデオについては、西条市の例により新市移行後速やかに調整する。
				3 市民カレンダーについては、広報紙面内への移行の検討を含め、新市移行後速やかに調整する。
		H15. 5.23	H15. 6.27	4 ホームページについては、合併時に新市のホームページを作成する。
		1110. 0.20	1110. 0.27	5 市勢要覧については、新市において作成する。
				6 広聴事業については、合併時に調整する。
				7 まちづくり住民講座「出前講座」については、丹原町の例を参考に、新市移行後速やかに調整する。
				8 CATV については、現行のまま新市に引き継ぐ。
	(17)その他の事務事業			
2 2	新市建設計画			